な ご や ししょうがいしゃさべっそうだん 名古屋市障害者差別相談センター

センターニュース



だい **第14号** 発行月 令和4年11月 発行者 名古屋市障害者差

発行者 名古屋市障害者差別相談センター 連絡先 名古屋市北区清水四丁目 17番1号 名古屋市総合社会福祉会館 5 F

TEL 052-856-8181 FAX 052-919-7585

E-mail inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp URL https://nagoya-sabetsusoudan.jp

国連の障害者権利委員会での建設的対話と勧告を受けて



ではようがいしゃけんりじょうやく ひじゅん ねん こくれんしょうがいしゃけんりいいんかい はじ けんせつてきたいわ たいにち 障害者権利条約の批准から 8年、国連障害者権利委員会の初めての建設的対話(対日 はんさ おこな がつ そうかつしょけん かいぜんかんこく こうひょう じょうやく じょう きょういく 審査)が行われ、9月には総括所見と改善勧告が公表されました。条約24条「教育」においては、すべての教育段階において合理的配慮と必要な個別的支援を受けられることを はしょう たか くたいてき もくひょう にゅうぶん 保障するために質の高いインクルーシブ教育に関する具体的な目標、スケジュール、充分 よきん ふく こっかこうどうけいかく さいよう かんこく な予算を含めた国家行動計画を採用するよう勧告されています。

♥現地でのブリーフィングに参加された田中伸明弁護士にコメントをいただきました≫

「多様性のある社会を作る」という言葉をよく耳にするようになりました。言うまでもなく、この社会には様々な人が様々な事情で暮らしています。人種、性別、言語、宗教、温祉の はようがい う む けいざいてきじじょう く てれぞれ異なっています。「多様性のある社会を作る」ということは、このように様々な立場にある人々が、それぞれの違いを尊重し、認める さまざま ひとびと なってとを意味します。そのためには、私達一人一人が子どもの頃から、社会には様々な人々が暮らしていることを知っておく必要があります。その理解を進める役割を担うものが教育なのです。同じ教室の中に、障害のある子も障害のない子もいて、と

もにクラスメイトとして成長していく。そのような環境でこそ、障害の有無に関わらず、お互いを尊重し合う心が育っていくのだと思います。ともに学ぶことが、ともに働き、ともに生きる社会作りを推し進めることになることを、社会全体で共有することが必要だと思います。

たなかのぶあきべんごし あいちけんべんごしかいしょぞく な こ や し しかくしょうがいしゃきょうかいかいちょう 【田中伸明弁護士:愛知県弁護士会所属、名古屋市視覚障害者協会会長】

名古屋駅の西口と東口のタクシー乗り場は、兼ねてからスペースが十分とれないことや一般車両と混雑するため車いすユーザーが UD タクシーにスムーズに乗車できない状態になっています。また乗降が困難な環境となっていることでドライバーが乗車をお断りする要因にもなっており、名古屋のタクシー業界としての懸案事項でもありました。





名古屋駅周辺の再開発に伴い、タクシー乗り場も車いすユーザーの乗降がしやすいよう整備される予定です。しかし、再開発まではまだ時間がかかるため、その間も今の環境の中でもできることはないかを検討するための調査でした。

この調査にはタクシー協会だけでなく名古屋市の

いまかんぶきょく かんれんきぎょう しょうがいとうじしゃ かた さんか 所管部局や関連企業、障害当事者の方が参加されタクシーをどのように停めたら乗降がス

ムーズになるかなど、一般車両や通行人への影響などを見極 めながらの調査となりました。

現状としてできることは少ないかもしれませんが、今回の 類素により課題も見えてきたため、今後解決のために事業者 どうしでの話し合いを進めていかれることとなりましたの で、今後の動向に注目したいと思います。





令和4年11月21日(月)にセンター初の試みである民間事業者を対象としたセミナーを開催いたしました。セミナーはハイブリッド形式で、来場参加者 9名、オンライン きんかしゃ めい かた きんか いただきました。このセミナーは、令和3年5月の障害者差別 がり しょうがいしゃさべっ 参加者34名の方にご参加いただきました。このセミナーは、令和3年5月の障害者差別 がりとうほうかいせい みんかんじぎょうしゃ こうりてきはいりょ ていきょう げんこう どりょくぎ む 解消法改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が現行の努力義務から義務に 変更になることを受け、法について正しく認識していただき、現場の対応に役立てていただくことを目的に開催しました。

だい ぶ しょうがいしゃさべっかいしょう と く 第1部の「障害者差別解消の取り組み」についてはセンターの紹介、相談・調整方法な



ど、事例を交え説明しました。第2部の「義務化される合理的配慮に対して企業が取るべき対応とは」では、愛知県弁護士会の川瀬麻絵さんより、弁護士としての観点から法のポイントや民間事業者が取るべき対応をわかりやすい言葉で丁寧に説明いただきました。第3部は、視覚障害当事者である小池恭子さんから、お店での経験談をもとに障害当事者が日ごかんでる接客対応に関してお話しいただきました。

また、環境整備の側面について、事例をあげてセンター職員から説明いたしました。2時間 という限られた時間で多様な内容を盛り込んだセミナーとなりました。

参加された方々には、「当事者の声や判例が聞けて をうじしゃかぞく ほんにん はなし わかりやすかった」「当事者家族やご本人の話が こうりてきはいりょ たい せっとくりょく しゅうじつ 合理的配慮に対してとても説得力があり、充実し た時間でした」「とても勉強になりました」という ご意見をいただきました。



みんかんじぎょうしゃ にんちと ひく かん 民間事業者にはまだまだ認知度が低いと感じる



れいわ ねん がつ にち さ 令和5年3月4日 (土) **午後1時30分~3時45分**



鯱城ホール(伏見ライフプラザ 5階)

■プログラム

こうえん しょうがいしゃさ べ つ しょうがいしゃ こうれいしゃぎゃくたい

講演:「障害者差別、障害者・高齢者虐待について考えよう」

こうし たなか のぶあき べんごし な ご や ししかくしょうがいしゃきょうかいかいちょう 講師:田中 伸明さん(弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長)

こうえん はったつしょうがい わたし はったつしょうがいらく ごかたんじょう 講演:「発達障害は私にとってギフトでした!!~発達障害落語家誕生~」 第2部

講師:柳家 花緑さん(落語家)

れいわ ねん がつ にち きん ひっちゃく 令和5年<u>2月3日(金)必着</u> ■申込み

> おうぼたすう もうしこ 上記QRコード・メール・はがきで申込み。応募多数の場合は抽選。

もうしこ ひとり かいかぎ 申込みは一人につき 1回限り(3名まで申込み可)

みんなで学ぼう!障害者差別解消講座

で まえこう ざ (出前講座) のご案内~講師派遣します~ 市内の団体やグループ、企業などを 対象に、障害の社会モデルや障害者差 ペコかいしょうほう けいはつ でまえこうさ おこた 別解消法の啓発として出前講座を行 っています。受講者に合わせた内容を ご提案していますのでぜひご活用くだ さい。

おらせ

にますがいしゃしゅうかん 障害者週間 (12/3~9) に合わせて、名古屋駅 のスクエアビジョン広告にて【障害の社会モデル】 と【合理的配慮】についての啓発を行います! お時間のある方は、ぜひ足をお運びください。

4週間 ■期間 12/5(月)~1/1(日)



- ■時間 6:00~24:00
- ■場所 名古屋駅(新幹線口、桜 通口側地下通路)

10月より新 しく採用されました。少 しでも早く、地域の皆様のお役に立て るよう日々勉強に努めてまいります。 よろしくお願いします。

> そうだんいん (相談員:鈴木)

